交通安全講話

Ⅰ　交通法規を理解する

自転車は道路交通法では「軽車両」として扱われます。したがって自転車の利用者には守らなければならない義務があります。

もちろん自動車と比較すれば自転車は交通弱者となりますが、交通安全というのはどちらか一方だけ遵守すればいいというものではありません。また高齢者や児童などの歩行者に対して自転車は非常に危険な乗り物になります。

Ⅱ　自転車における危険行為

信号無視・一時不停止・並走・斜め横断・歩行者用道路での徐行違反・傘さし運転・ながらスマホ

Ⅲ　ドライバーの目線から自転車の動きを理解する。

自動車には必ず死角になるポイントがある。車は止まってくれるだろうという思い込みはやめて、お互いの思いやりを大事にしましょう。

ドライバーはバックミラー・サイドミラー・目視で後方の視界を確認します。・・・が

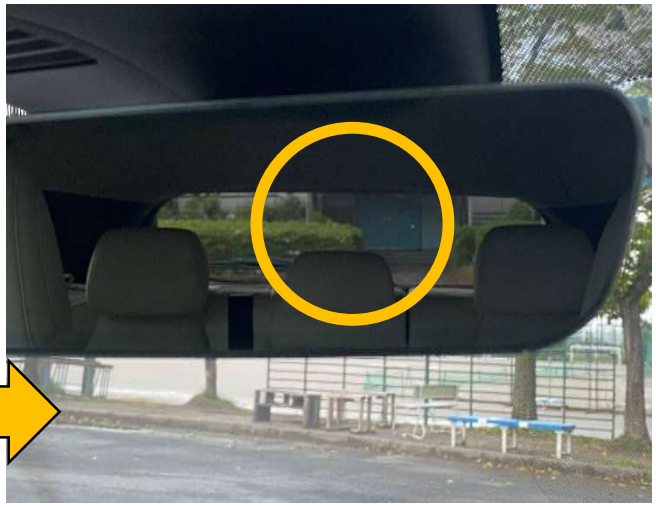

ミラーや目視では見えない瞬間が起こります。

Ⅳ　学校周辺における危険箇所

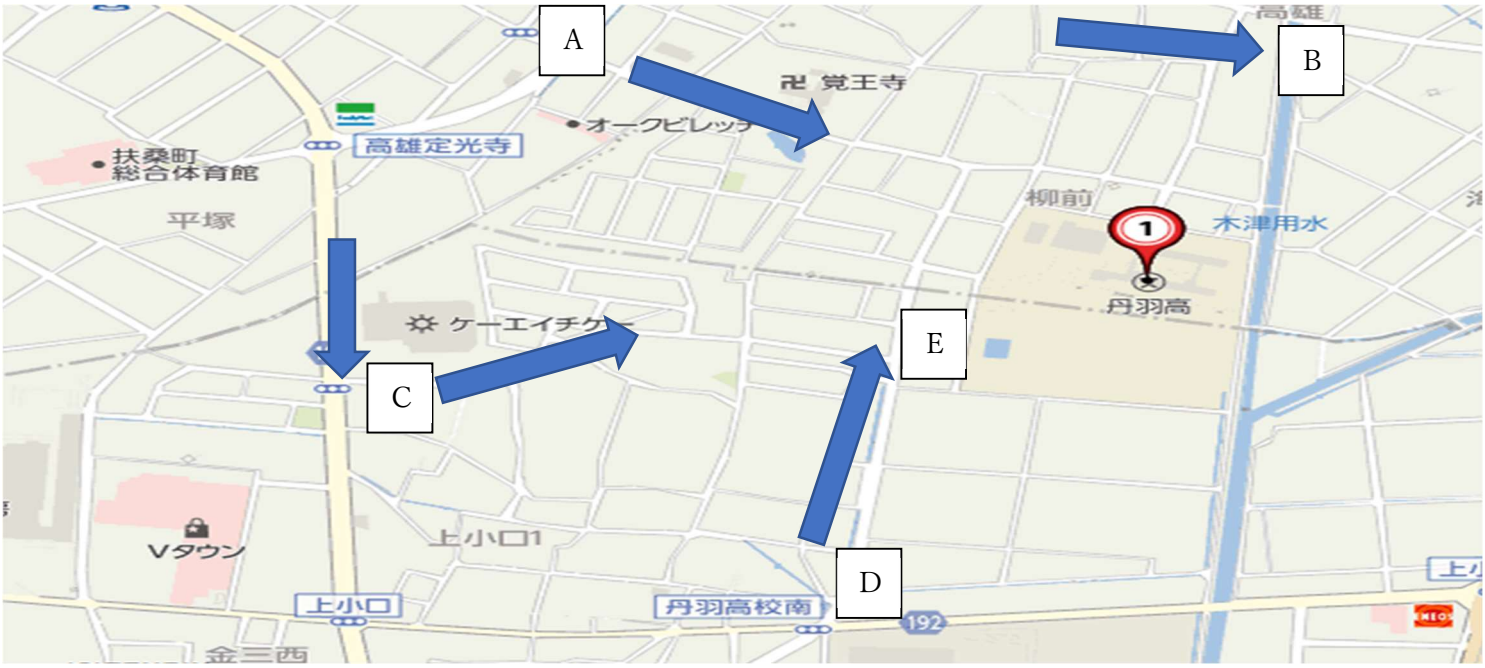

A　ボクシングジム「ライズ」から覚王寺方面

B　喫茶「タカハシ」付近木津用水沿い道路

C　丹羽消防署付近交差点

D　「丹羽高校南」交差点から丹羽高校方面

E　丹羽高校南西付近